

レセ電通信調 2 2 0 0 7 号  
平成 2 2 年 9 月 2 4 日

レセプト電算処理システム  
関係メーカー等 各位

支 払 基 金 / シ ス テ ム 部  
国保中央会 / レセプト電算部

### 入院中の他医療機関受診に係る電子レセプトの記録について

入院中の患者（DPC算定病棟に入院している患者を除く。）が、専門的な診療のため他医療機関を受診し、当該他医療機関から交付された処方せんに基づき薬局において調剤を受けた場合の調剤薬局における調剤報酬の算定方法等については、「平成22年6月11日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡」により取扱いが示されたところです。

このことから、入院中の他医療機関受診に係る電子レセプトの記録について、下記のとおりとしましたので、対応方よろしく申し上げます。

### 記

#### 1 調剤基本料及び調剤情報提供料の記録

入院中の他医療機関受診に伴う調剤に係る調剤基本料及び調剤情報提供料の記録については、下表の他医療機関受診専用の調剤行為コードを使用して、基本料・薬学管理料レコード（K Iレコード）の「調剤基本料」項目及び「薬学管理料」項目に記録願います。

調剤行為コード	調 剤 行 為 名 称
410000510	調剤基本料（他医療機関受診）
410000610	調剤基本料（他医療機関受診）(受付回数4000回超)
410002710	調剤基本料（長期投薬）(他医療機関受診）(2回目以降の分割調剤)
410002810	調剤基本料（後発医薬品）(他医療機関受診）(2回目の分割調剤)
440003010	調剤情報提供料（他医療機関受診）(処方せんの受付1回につき)

平成 22 年 9 月 22 日厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）公表

#### 2 摘要欄レコードの記録

摘要欄レコード（TKレコード）に、コメントコード（810000001）を使用して以下の事項を記録願います。

- (1) 入院中の患者である旨
- (2) 入院医療機関の名称
- (3) 出来高入院料を算定している患者であるか否か

#### 3 CSVの記録方法及び出力紙レセプトのイメージ別紙を参照願います。



